

【計画書】

## 江迎都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

## 【 目次 】

1. 都市計画の目標.....	1
1) 江迎都市計画区域における都市づくりの基本理念.....	1
2) 地区毎の市街地像.....	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	3
1) 区域区分の決定の有無.....	3
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
①主要用途の配置の方針.....	4
②土地利用の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	5
2)－1 交通施設.....	5
2)－2 河川.....	6
2)－3 下水道.....	6
2)－4 その他の都市施設.....	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	8
5) 都市防災に関する方針.....	9
6) 景観に関する方針.....	9

## 江迎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

#### 1) 江迎都市計画区域における都市づくりの基本理念

江迎都市計画区域は、県北地域の北部に位置し、佐世保市の旧江迎町の全域および旧鹿町町、平戸市の旧田平町の一部により構成される都市計画区域である。

本都市計画区域の属する県北地域は、西海国立公園や北松県立公園などの豊かな自然環境や知名度の高い観光資源を有した地域である。ここで、「豊かな自然と都市とが共生した暮らしやすい環境づくり」を県北地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、佐世保都市計画区域や近隣の松浦市、平戸市市街地への通勤・通学圏の一部になっており、周辺都市との結びつきが強い都市計画区域である。

また、西海国立公園の優れた自然環境をはじめ、北松県立公園の白岳自然公園や潜竜ヶ滝、江迎本陣跡、千灯籠まつりなどの特色ある地域資源を有している都市計画区域でもある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- 水と緑に囲まれた自然環境と調和し、良好な住環境を創出する都市づくり
- 西海国立公園などの自然や宿場町としての歴史を守り、活かす都市づくり
- 周辺都市との多様な連携・交流を促進し、にぎわいと活力のある都市づくり

## 2) 地区毎の市街地像

### a. 松浦鉄道江迎鹿町駅周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、江迎支所や地区公民館などの公共公益施設、郵便局、小売店舗などが集積する地区である。住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、魅力ある市街地の形成を図る。

### b. 江迎港埋立地区

江迎湾臨海工業団地は、採石業、魚函製造業、木材加工などの工場が立地した地区であり、工業の拠点としての市街地形成を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

江迎都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

#### ①区域区分の必要性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

#### ②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ①主要用途の配置の方針

###### a. 商業・業務地

松浦鉄道江迎鹿町駅周辺には、江迎支所や地区公民館、商店街などが立地し、本都市計画区域の商業・業務の中心的役割を担っている。

今後も、当該地区を、住民の日常生活を支える商業・業務地として位置づける。

###### b. 工業地

江迎湾臨海工業団地や一般国道204号沿道の潜竜工業団地などには、採石業、衣料縫製、自動車部品などの工場が立地している。

当該地区を、周辺の江迎湾などの自然環境や住環境に配慮した工業地として位置づける。

###### c. 住宅地

江迎支所周辺や一般国道204号沿道、主要地方道（以下(主)という。）佐々鹿町絵江迎線沿道の住宅地においては、周囲に豊かな森林が存在することから、この自然環境に十分配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

##### ②土地利用の方針

###### a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域には、二級河川江迎川、鹿町川、坂瀬川沿いに広がる水田などの農地が形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

###### b. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

西海国立公園に指定されている沿岸域および北松県立公園に指定されている山地には、貴重な自然環境が残っており、その環境の保全に努める。

###### c. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設<sup>※1</sup>については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

※1：「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 2)－1 交通施設

#### ①基本方針

##### a. 交通体系の整備の方針

高規格幹線道路や広域道路の整備を促進し、佐世保や松浦、平戸、また、その他の周辺都市との連携・交流を強化するとともに、佐賀県、福岡県方面など県外との交流促進を図る。

また、高規格道路へのアクセス道路や住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

高規格幹線道路や駅、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や公共交通施設などにおける歩行者支援施設の整備などバリアフリー化を図る。

##### b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

また、本都市計画区域における交通混雑の解消をめざす。

#### ②主要な施設の配置の方針

##### a. 道路

高規格幹線道路である西九州自動車道（都市計画道路栗越山の田線）は、本都市計画区域と佐世保や松浦、平戸方面、また、佐賀県の伊万里や福岡県方面との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体制の支援などに資する道路であるため、広域ネットワークを形成する幹線道路として位置づける。

一般国道204号は、都市計画区域内と周辺都市との連携強化や交流促進に資する道路であるため、交流促進型の広域道路として位置づける。

都市計画道路（以下(都)という。）江迎深月線、(都)江迎歌ヶ浦線、(主)佐々鹿町江迎線、(主)御厨田代江迎線、一般県道（以下(一)という。）松浦江迎線は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(一)御厨江迎線、(一)志方江迎線、(一)以善田平港線は、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として位置づける。

##### b. 港湾

江迎港は、今後、多様な交流を育むまちづくりに向け、地域に密着した地方港湾として位置づける。

### c. 鉄道

松浦鉄道は、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する鉄道であることから、地域に密着した鉄道として位置づける。

## ③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

西九州自動車道松浦佐々道路（(都)栗越山の田線）
--------------------------

## 2)－2 河川

### ①基本方針

#### a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることを踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

#### b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて、河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

### ②主要な河川の配置の方針

二級河川江迎川、嘉例川、山の田川、鹿町川、杉谷川、坂瀬川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

## 2)－3 下水道

### ①基本方針

#### a. 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および江迎川や江迎湾などの公共水域の水質保全を図るため、「長崎県汚水処理構想」や「佐世保市公共下水道基本計画」に基づき、計画的、効率的に他の汚水処理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。



## b. 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。  
概ね10年後における佐世保市内における普及率（汚水処理<sup>※2</sup>人口／行政人口）は86%を目標とする。

また、概ね10年後における平戸市内の普及率（汚水処理<sup>※2</sup>人口／行政人口）は、34%を目標とする。

※2：「汚水処理」とは、下水道、浄化槽など各種汚水処理施設による汚水の処理のこと。

## ②主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、市街地およびその近傍を対象として段階的に整備を進める。

## ③主要な下水道の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する下水道は、次のとおりとする。

江迎町公共下水道
----------

## 2)－4 その他の都市施設

### ①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。

このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な佐世保・県北ブロック（佐世保市、平戸市、松浦市など3市4町）において、将来的に5施設以内に集約化し広域処理を図る。

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### ①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において、密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### ①基本方針

#### a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、江迎湾口において西海国立公園の美しい海岸線の一部を含み、内陸部では、北松県立公園に指定された貴重な自然環境・生態系を有している。これらの自然環境については、保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての活用も図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

#### b. 住民1人あたりの公共空地の面積

本都市計画区域の都市公園の面積については、平成26年3月末現在、佐世保市側の都市計画区域で住民1人あたり約9㎡/人となっており、今後もこれらの公園の維持・充実を図る。

### ②主要な緑地の配置の方針

#### a. 環境保全系統の配置方針

西海国立公園に指定されている沿岸域の美しい自然環境や、北松県立公園の豊かな森林、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づいて指定された希少野生動植物種の生息生育地については、その環境の保全に努める。

また、水と緑の豊かな自然環境を有する潜竜ヶ滝周辺についても、その環境の保全に努め、観光資源としての活用を図る。

#### b. レクリエーション系統の配置方針

北松県立公園の白岳自然公園は国民休養地に指定されており、周辺の豊かな自然を活用したレクリエーションや住民の憩いの場として位置づける。

#### c. 景観構成系統の配置方針

多くの島々と入り込んだ海岸線が織り成す美しい自然景観は、本都市計画区域の象徴的な自然景観であり、その保全に努める。

### ③実現のための具体の都市計画制度の方針

#### a. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹林に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

## 5) 都市防災に関する方針

### ①基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

## 6) 景観に関する方針

### ①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

江迎都市計画区域

